

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和8年10月1日
株式会社Emyii少額短期保険

令和8年台風第25号に伴う災害により、被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域において被害を受けられたご契約者の皆様に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」について、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。
担当窓口：0120-953-827
受付時間：月～金午前9時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始休業期間を除く)

事故受付：0120-936-058 (AI電話事故受付)
受付時間：24時間365日対応

※株式会社あそしあ少額短期保険との共同保険のため、
連絡は株式会社あそしあ少額短期保険のフリーコールにて承ります。

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
千葉県	9月20日	銚子市（ちょうし）、木更津市（きさらづし）、野田市（のだし）、成田市（なりたし）、旭市（あさひし）、勝浦市（かつうらし）、流山市（ながれやまし）、鴨川市（かもがわし）、君津市（きみつし）、富津市（ふつつし）、袖ケ浦市（そでがうらし）、南房総市（みなみぼうそうし）、匝瑳市（そうさし）、香取市（かとりし）、いすみ市（いすみし）、栄町（さかえまち）、神崎町（こうざきまち）、横芝光町（よこしばひかりまち）、睦沢町（むつざわまち）、長生村（ちょうせいむら）、長南町（ちょうなんまち）、大多喜町（おおたきまち）、御宿町（おんじゆくまち）、鋸南町（きよなんまち）
東京都	9月21日	大島町（おおしままち）
神奈川県	9月20日	三浦市（みうらし）
	9月21日	横須賀市（よこすかし）

都道府県	法適用日	令和8年8月 13 日からの大雨に伴う法適用市町村
千葉県※	8 月 13 日	千葉市（ちばし）、市川市（いちかわし）、 船橋市（ふなばし）、館山市（たてやまし）、 松戸市（まつどし）、 茂原市（もばらし）、佐倉市（さくらし）、 東金市（とうがねし）、習志野市（ならしのし）、 柏市（かしわし）、市原市（いちはらし）、 八千代市（やちよし）、我孫子市（あびこし）、 鎌ケ谷市（かまがやし）、四街道市（よつかいどうし）、 八街市（やちまたし）、印西市（いんざいし）、 白井市（しろいし）、 大網白里市（おおあみしらさとし）、 白子町（しらこまち）、長柄町（ながらまち） 富里市（とみさとし）、山武市（さんむし）、 酒々井町（しすいまち）、 九十九里町（くじゅうくりまち）

※令和8年8月 13 日からの大雨に伴う災害において、災害救助法の適用を決定した千葉県の市町については、令和8年台風第 25 号に伴う災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、令和8年台風第 25 号に伴う災害においても災害救助法が適用されているもの。

以上